

自動車運送業外国人材受入環境整備促進事業委託業務企画提案指示書

1 委託事業名

自動車運送業外国人材受入環境整備促進事業委託業務

2 委託業務の目的

担い手不足への対応が喫緊の課題となっている自動車運送業分野について、特定技能制度の対象分野に追加されたところだが、道内の乗合バス事業者の中には外国人材を受け入れる意向はあるものの、受入体制や人材の不足等により、具体的な取組に着手できていない状況にある。

また、外国人材を受け入れる予定の道内の乗合バス事業者からは採用から実働に至るまでの体系的なノウハウの形成を求める声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、道内の乗合バス事業者の中から、外国人材の受入意向はあるが取組に未着手の事業者を対象として、受入実績のあるバス事業者の下で採用活動や受入手法について研修及び意見交換を実施し、新たな採用活動に繋げるとともに、先行事例等を基礎として採用活動の開始から運転手として乗務するまでのスケジュールや所要の行動等を体系化した手引きを作成することにより、道内バス事業者における外国人材受入の促進を目指すものである。

3 委託業務の内容

(1) 道内の乗合バス事業者向け研修及び意見交換の開催等

- ① 道内の乗合バス事業者の中で、外国人材を受け入れる意向はあるが具体的な取組に着手できていない事業者を対象に、受入実績のあるバス事業者を講師に迎え、採用活動手法、外国人材とのコミュニケーション手法、運転技術等の指導等の手法についての研修を開催するなど、今年度中に事業者の採用活動に繋げるよう努めること。

なお、研修用資料として、道が令和7年度に実施した「自動車運送業外国人材活用推進事業報告書」も活用すること。

また、参加する道内の乗合バス事業者が抱える受入に向けての課題等について、講師から助言等を得られるような意見交換を開催すること。

- ② ①の研修の募集対象は、令和7年度道委託事業（自動車運送業外国人材活用推進事業委託業務）における「特定技能制度を活用した外国人の受入の意向調査」において「受入に関心がある（高い）が具体的に動き出していない」と回答した13事業者程度の数を基本とする。

なお、募集の周知は道が行うが、開催案内チラシ等を作成すること。

- ③ 研修及び意見交換については、参加する道内の乗合バス事業者の採用活動や受入に向けた取組の着手に繋がる効果的な実施内容及び開催方法について提案すること。

(2) 外国人材受入に係る手引きの作成

- ① 道内のバス事業者における外国人材受入の先行事例等を基礎として、登録支援機関への相談から採用活動の実施、採用後の外国人材の受入、研修実施、外免切替及び大型二種免許取得を経てバス運転手として乗務するまでのスケジュールや所要の行動について体系化した手引きを作成すること。

② 作成する手引きについては、道内のバス事業者が実践的な知見を得られる内容とする
とともに、マニュアル等の文書による形式に限らず、動画やインターネットサイト掲載
など、道内のバス事業者が活用しやすく、取組の着手に繋がる効果的な形式について提
案すること。

(3) 報告書の作成

上記(1)及び(2)について、実施結果等を取りまとめ報告書を作成すること。
なお、報告書は紙媒体10部及び電子媒体一式とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

5 予算上限額

5,226千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定す
る。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「自動車運送業外国人材活用推進事業委託業
務企画提案書作成要領」に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じ
ずにダブルクリップ等で留めること。

8 提出期限

令和8年(2026年)4月30日(木)12:00(必着)

9 提出場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課地域交通係(担当:市川)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111(内線23-769)

10 その他

(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。

(3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意
思がないものとみなす。

(4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名(A社、B社
等)により行うものとする。